

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月1日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第6号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～9 (略) 10 <u>令和3年12月に支給される期末手当及び勤勉手 当に関する前項の規定の適用については、同項中 「100分の3」とあるのは、「100分の0.7」とする。</u>	附 則 1～9 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。